

江戸時代における中国の文章作法書の受容 —『文筌』と『文章一貫』を中心に—

李 長波

京都大学大学院人間・環境学研究科 助手

明治以降の修辞学が、特に西洋の修辞学の影響を受けて長足の進歩を遂げたことは周知のことである。しかし、前近代の修辞論として、文体論、文章論については、「江戸期以前の漢詩文の研究書として、『文鏡秘府論』『文章眼心抄』『作文大體』等は著名であるが、散文文章論が広く世に行われるようになったのは、江戸期以降に属する」といわれる（市川孝1953：32頁）。そして、江戸時代の修辞論については、例えば、五十嵐力のように、

空海以後、漢學者側では久しく纏まつた修辞論を見なかつた。徳川時代に至つて徂徠、山陽、北山、雪堂、周南、其の他の文話、詩話などが多く出たけれども、いづれも断片的のもの、若しくは支那の修辞論を踏襲したもので特に擧ぐべきものがない。（五十嵐力1909：629頁）

とするのが一般的な見方のようである。

ここに取り上げる『文筌』と『文章一貫』は、その流布の広さといい、その影響の大きさといい、あるいは他の漢詩文作法書、例えば『文章軌範』、『文体明辨』などには及ばないところもある。しかし、『文筌』については、中国では、「體例が繁碎にして、大抵妄りに分別を生じ、強いて名目を立つ。殊に精理無し。」（『欽定四庫全書総目卷一百九十七 集部五十 詩文評類存目』）と言われ、日本でも、「元には陳繹曾の『文筌』がある。我が國には『文章歐冶』と改題して行はれて居る。古文譜、四六附説、楚賦譜、漢賦譜、唐賦附説、古文矜式及び詩譜の七篇より成り、先づ詩文に關する觀察點を法、式、製、體、格、律等に分かち、各時代各種の詩文に就いて、由來、特色、結構、趣味等を説いて居る。間々見るべき説もあるけれども、概して煩雜にして組織なく、簡単なる註釋附きの文章語彙とも

いふべきものである」（五十嵐力1909：627頁）と酷評されているものである。

しかし、「文章歐冶」については、五十嵐力が参照したと思われる江戸本『文章歐冶』のほかに、江戸本の元となる朝鮮本『文章歐冶』と、元刊本の『文筌』及び清の李氏抄本を新たに得たことにより、『文筌』のよりよい本文が得られたことで、中国では長くその存在知られなかった『文筌』についてより詳しく知ることが出来た。これによって中国・朝鮮・日本における『文筌』の版本の流れがはっきりしてきたこと、加えて、欽定四庫全書編纂時と明治時代の修辞学研究において厳しく評価されているのに較べて、元の時代における修辞学研究や文学批評における『文筌』の位置づけが決して疎かに出来る底のものではないこと、『文筌』の江戸時代における影響にも無視できないものがあるということが、これを取り上げる理由である。

一方、『文章一貫』については、さまざまな問題がある⁽¹⁾が、日本における『文筌』の受容について語るには、『文章一貫』をぬきにしては語れないことに加えて、『文章一貫』自身も江戸時代において広く受容されていたことが、ここに取り上げる大きな理由である。

一、『文筌』の書誌について

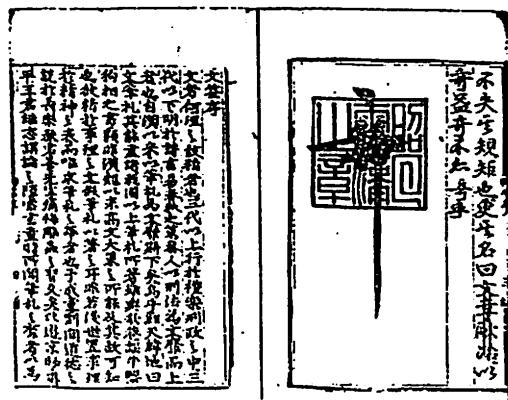
『文筌』の著者、陳繹曾その人については、残念ながら多くを知らない。今のところ、陳繹曾、生没年不詳。本籍は處州、本人は自ら吳興（現湖州）の人と称する。書を能くし、文章に長ける。凡そ延祐年間（1314－1320）年間から至正年間（1341－1367）の前半にかけて活動した人のようである。その間、至治二年（1322）に推舉を受けて登用され、至順年間（1330－1332）の

ほか、少なくとも後至元二年二月に猶国子監助教の任に在ったことが知られている（『欽定四庫全書總目』卷一百九十六集部四十九詩文評二文説解題、「浙江通志」卷一百二十九、杉山1990：55頁、拙稿2001等）。そして、至正三年四月から翌四年三月（1343－1344）の間に国史院編修官として『遼史』の編纂に携わっている（『遼史』進遼史表）ことが知られる程度である。

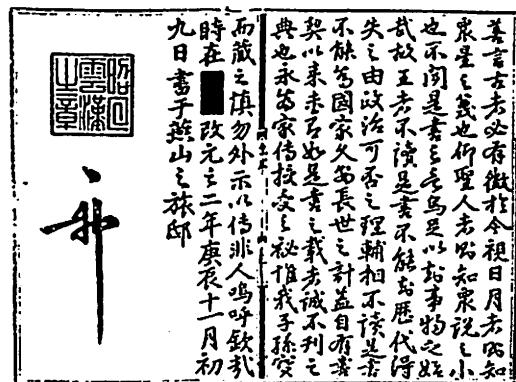
『文筌』については、『欽定四庫全書總目』卷一百九十七集部五十詩文評類存目は、「文筌八卷附詩小譜二卷」とその書誌を記す。管見の限り唯一伝わる元刊本は、中華民国（台湾）・国家図書館蔵の一本が知られるが、『新刊增入文筌諸儒奧論策學統宗前集五卷後集三卷古文小譜一卷詩小譜二卷四冊』（元刊本）と題して、中華民国八十八年刊『國家圖書館善本書志初稿』集部（四）に書誌の記述がある（14585番）。これには、もともと八巻であった『文筌』が元・譚金孫編の『諸儒奧論策學統宗』に増入された際に改竄を受けた痕跡が残っており（拙稿2001）、序文も他の伝本と異同がある⁽²⁾。一方、『文筌』は明の時代に『文章歐冶』と改題され（明・朱謀亟撰『續書史會要』），その刊本と思われるものが更に朝鮮・光州において刊刻されていることは、日本・国会図書館蔵朝鮮本『文章歐冶』に残っている「洪熙乙巳仲春之二日刊行」という原本の刊記によって明らかである。

因みに、拙稿2001では、『文筌』を『文章歐冶』と改題した人物について特定するに至らなかったが、その後、朱權撰『原始祕書（十卷）』明刊本（『四庫全書存目叢書』所収）の存在を知った⁽³⁾。これによって、『文筌』を『文章歐冶』に改め、序を書いたのは、寧獻王朱權であることが判明した。図①は朝鮮本『文章歐冶』に冠する『文章歐冶』序に附する「昭回雲漢之章」の印章、署名であり、図②は、『原始祕書（十卷）』明刊本（『四庫全書存目叢書』所収）の『原始祕書』序（朱權）に附する「昭回雲漢之章」の印章、署名である。因みに江戸本『文章歐冶』の『文章歐冶』序はこの印章と署名を欠く。これによって、改題をした人は、『續書史會要』では『文章歐冶』の著者と誤記された、寧獻王朱權であることが明らかになった。洪熙乙巳とは、1425年に当たり、朱權（1378～1448）の存命中の刊行である。

しかし、『文章歐冶』については、朱權がただ改題をし、序文を書くだけではなかった。部分的ではあるが、内容の改竄も行っている。次に、朱權の改竄に当たる箇所を、元刊本と朝鮮本によって示す。



図①



図②

元刊本：（文筌・詩小譜：體第十五）

陳子昂

崔顥 宋之間 沈佺期 李嶠 劉希夷 王昌齡
杜甫 體製格式備極諸變，上祖雅頌，下友楚漢，
俯拾齊梁。故歷代尊之求之以為訓。詩家之聖者也。
李白 祖風騷，宗漢魏，下至徐庾楊王，亦時用之。
善掉弄造出奇恠，驚動心目，忽然撇出，妙入無聲。
其詩家之仙者乎。格高於杜變化不及。

朝鮮本：（文章歐冶・詩譜：⑯體）

陳子昂

崔顥 宋之間 沈佺期 李嶠 劉希夷 王昌齡
李太白

風度氣魄高出塵表。善播弄造化，與鬼神競奔。變化極妙，乃詩中之仙，詩家之聖者也。其雄才大略亘古尊之，無出右者。

杜子美

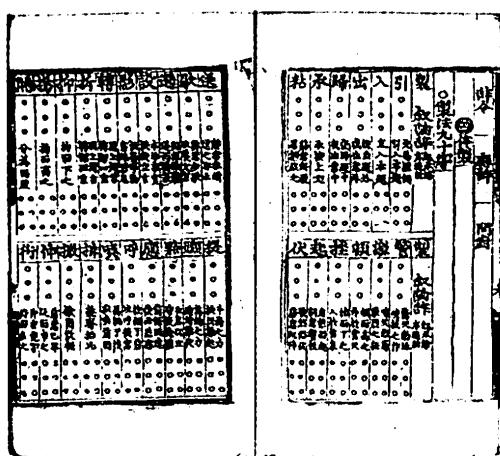
體製格式自成一家。祖雅頌之作，故詩人尚之，以為詩家之賢者也。

これによって李白と杜甫についての評価の箇所に異同があることが分かる。これは、朱權自らが『文章歐

治」序に、「但繹曾所評諸賢、皆出於一己之見、故不足以公天下。若評太白之才變化不及子美之類、是也。予以為不然。乃重判二賢之体而正之」と述べているのと一致する。因みに、今のところ、李白と杜甫に関する箇所以外に、朱權の改竄箇所は確認されていないが、元刊本と朱權と朝鮮本との間に用字、語句の異同があり、その中に朱權の校訂に係るもののが含まれている可能性がある。

二、江戸本「文章歐治」のこと

江戸本「文章歐治」が伊藤東涯の校訂に係ることは、「日東元祿改元戊辰洛陽伊藤長胤書」と署する後序に



图③-1

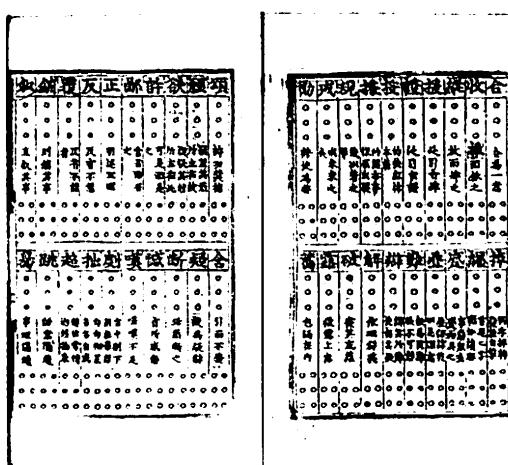


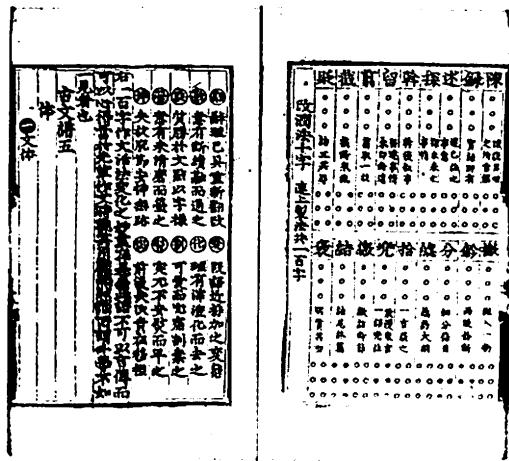
図3-2

よって明らかである。同じく国会図書館蔵江戸本「文
章歐冶」は「元禄元戊辰歳黃鐘梓洛陽書林唐本屋又兵
衛永原屋孫兵衛」の刊記を持つ⁽⁴⁾。伊藤東涯は1670
寛文十年～1736元文元年の生没なので、元禄元西暦
1688年は、伊藤東涯が弱冠18歳の年である。

この江戸本と国会図書館蔵朝鮮本を較べると、底本に用いられた朝鮮写本は必ずしも原本の真を伝えていないことが分かる。抄本にありがちな誤字、脱字はもちろん、明らかに原文の不鮮明な箇所を空けている箇所が散見するありさまである。参考までに「製字九十字法」の部分を次に挙げておく。図④-1では、「激」「伏」の欄、図④-2では、「掉」「蹙」「疊」の欄などに注目。

图 4-1

図4-2



図③-3

そして、江戸本「文章歐冶」と朝鮮本「文章歐冶」を較べると、その主な異同は次のとおりである。

| | 朝鮮本 | 江戸本 |
|-----------------------|-----|-----|
| 朱權『文章歐冶』序の「昭回雲翰之章」と花押 | ○ | × |
| 「洪熙乙巳仲春之二日刊行」の刊記 | ○ | × |
| 嘉靖三十一 1552年仲夏の尹春年序(5) | ○ | ○ |
| 校正官以下刊行に関わる役人名 | × | ○ |
| 尹春年「古文譜體製法注」(三丁) | × | ○ |
| 「嘉靖庚戌歲暮初吉光州牧刊行」の刊記 | × | ○ |

以上に挙げた異同からは、朝鮮では、「文章歐治」が数度刊行されていること、江戸本の底本である朝鮮写本は、嘉靖二十九1550年光州刊本に嘉靖三十二1552年仲夏の尹春年序を冠し、嘉靖三十一1552年秋の尹春年注「古文譜體製法注」を付したものを元とすること、これと国会図書館蔵朝鮮本が別の刊本であること、国会図書館蔵朝鮮本の底本が洪熙乙巳仲春之二日刊行の朱權改題本であることが推定される。

三、「文章一貫」のこと

「文章一貫」は明・高琦と呉守素の編に係る。高琦は山東武城丙戌進士、呉守素は時菴と号し、程然（晴谿と号す）『文章一貫』後序の「居無何、得吾格庵先生所輯文章一貫觀之」によって、高琦が格庵を号とすることが分かる。しかし、編者高琦についても、共編



图 4-3

者の呉守素についても、後序を書いた程然（晴谿と号す）、序文を書いた程默（煙谿と号す）についても、本書以外には知る手がかりが得られない。【文章一貫】は四庫全書にも未収のものであり、中国では、早くから逸書となってしまい、専ら寛永二十一（1644年）京都風月宗智刊本によってその存在が知られている。

「文章一貫」の内容を示すと、次のとおりである。

「文章一貫」卷上

- 文意第一
氣象第二
篇法第三
章法第四
句法第五
字法第六

「文章一貫」卷下

- 起端第一
敘事第二
議論第三
引用第四
譬喻第五
含蓄第六
形容第七
過接第八
繳緒第九

全体的には、以上に挙げた項目の別に、先行する文
章作法書から該当する内容を引いて羅列するという体
裁を探っている。従って、個別の内容よりも、文章作
法として以上の十五の項目をなしてのこと、上巻が文章

構成、下巻はその表現・修辞論に大別されることは、ある程度オリジナリティが主張出来るが、概して著作ではなく、「麗澤文説」や「文筌」などの先行する文章作法書を内容別に整理した編著というふざわしいものである。しかし、実際陳繹曾の「文筌」も長い間専らこの「文章一貫」に引用されるところが参照され、特に日本での「文筌」の受容に果たした「文章一貫」の役割には大きいものがある。ただ、「文章一貫」の用いたと思われる「文筌」の本文は、元刊本の系統を引くものであり、決して善本とはいえないこと、加えて「文章一貫」の引用による誤りもあり、必ずしも「文筌」の真面目を伝えていないなどの問題がある（拙稿2001参照）。

四、日本における「文筌」の受容

日本における「文筌」の受容を考える際、江戸本「文章歐治」と江戸本「文章一貫」が主な媒介になるが、その受容は大きく文体論、つまり文章の様式論と、文章の構成論、そして文章作法の実践の三つに分かたれる。以下三つの節に分けて考察する。

1、文体論について

文体という言葉にはいくつかの意味があるが、ここでは、文章の様式という意味において用いる。ここにいう文章の様式には広狭二通りの分け方が存する。一つは限りなく文章をその用いる場に応じて分類する場合である。これには、古くは劉勰「文心雕龍」、顏延之「顏氏家訓」は二十種、蕭統「文選」は三十七種、吳訥「文章辨体」は五十九種、徐師曾「文體明辨」は百二十七種、姚鼐「古文辭類纂」は十三種、曾國藩「經史百家雜鈔」は十一種のように、多い場合は百二十七種、少なくて十一種類と、その数は定まらない。いま一つは、文章をその内容によって大きく別する分類である。例えば、真徳秀「文章正宗」の四種類（辭命、議論、叙事、詩賦）、陳繹曾「文筌」の五種類（文（辭命、議論、叙事）、四六、賦、詩）がそれである。

文章の分類については、従来は、例えば五十嵐力のように、「日本、支那の文章の分類は煩瑣で無系統で、一々挙げるに堪へぬが、西洋の學者の類別は頗る簡明で見るべきものがある」（五十嵐力1909：540頁）のように、専ら散文を記實文、叙事文、説明文、議論文の四種（書簡文を加えて五種）とする分類にその体系性を認める向きがある。これは先に挙げた二通りの分類の前者については妥当な見解かも知れないが、後者に

はあてはまらないことはいうまでもない。何故なら、真徳秀「文章正宗」についても、陳繹曾「文筌」についても、散文と詩歌を含めた分類ではあるが、散文については、真徳秀は辭命文、議論文、叙事文の三つに、韻文の「詩賦」を加えるが、陳繹曾は辭命文、議論文、叙事文に四六を加えて、四種とし、韻文については、「賦」と「詩」の二種類としているように、散文と韻文の類別だけではなく、その下位分類としてもそれぞれ体系的な分類を行っていることは明らかである。

一方、文の種類として認められる「辭命」、「議論」、「叙事」の三つについては、「文章正宗」網目によれば、「辭命」とは「皆王言也」、「文章之施於朝廷布之天下者、莫此為重。故今以為編之首。」という。してみれば、「辭命」を「議論」、「叙事」と並べられるような文章の類別として「辭命」を立てるところにそもそも問題があることになる。「辭命」が「議論」・「叙事」とは同一の分類基準によって得られたものではないからである。

これについては、明・莫如忠の指摘が傾聴に値する⁽⁶⁾。

西山先生之意，毋亦以為文壞於六朝。故所選取正矯昭明文選之弊，舉其言之支而麗者盡削之似已。然有文選所遺而正宗未盡入，有文選之不可盡非者，而正宗削之。抑又何故？至叙事議論之疏別，近世有辯之者。僕以為非獨叙事議論之過於疏別，而以辭命與叙事、議論析而三之，尤不倫也。豈不曰，辭命不當例以文士之言，故特揭諸其首。而不知辭命乃文章之一體，與疏奏封事論贊記序等分為體裁則可，而與序事、議論之凡例等可乎？即辭命中，亦孰非叙事、議論之互見乎？蓋凡史之記事皆叙事也。其記言皆議論也。此二者已足該文之義，而必參以辭命幾於贅矣。

ここでは、「僕以為非獨叙事議論之過於疏別，而以辭命與叙事、議論析而三之，尤不倫也」のように、「叙事」と「議論」との峻別とともに、「叙事」、「議論」、「辭命」による三分法にも批判の目を向けておきたい。

因みに、陳繹曾「文筌」においては、真徳秀「文章正宗」の文章の分類を基本的に踏襲しながら、以下のように、「辭命」(十四)、「叙事」(二十五)、「議論」(十二)の下位分類として、五十一種類の文（四六、賦、詩を除く）に分類しており、「文章正宗」において行った文章の分類「辭命」、「叙事」、「議論」を上位分類として、その下位分類に数々の「文体」（文章の様式）

を配し、両者の分類の統一を図っていることが窺われる。

①文体（朝鮮本による）

叙事（14）

叙 序其始末以明事物

傳 傳述其事以示後人

錄 實錄總錄附錄其事雜錄

碑 刻以紀功五品以上墓誌

述 述先人之行實

表 或列表以明事或樹表以題墓

譜 列具其詳世譜人譜以明事物事物譜

記 記其事理必具始末

紀 編年記事

志 記載故實

誌 記載行實

碣 記述小事六品以上墓誌

状 實錄事狀

注 詳具事實

議論（25）

議 切事而議發議雜議

說 明説其理

論 窃理之論

解 解釋義理解書疑難

辯 辯折事理

義 解説經義

贊 贊美功德

箴 箴刺過惡

銘 銘器自警

戒豫說儆戒 戒喻雜喻

約 約信之辭規約契約

規 規諫過失

喻 晓喻之文

題 題於圖籍之首

跋 跋於圖籍之後

奏 奏事天子疏劄

彈 臨平彈劾

表 明情陳情上表陳表請表勸表諫表

状 奏狀公狀

劄 書劄奏事

書 抒寫事情

對 答問之辭對策對問

連珠 屬辭託諷

原 原理之本

箋 上太子箋

辭令（12）

詔 詔示天子詔赦勅

啓 陳事上官

誥 命官之辭內制外制

簡 簡牘傳情

冊 冊命之辭

檄 軍書示威

榜 示衆之辭

露布 軍捷播告

教 大臣告衆之辭（元刊本、江戸本無「衆」字）

祝 告神之辭

誓 誓衆之辭

盟 盟神之辭

因みに、以上の三種類の文とは別に、「四六」として分類したものの中には、更に次のように十三の文章の類別を立てている。

四六附説（十三）

詔

誥

表

箋

露布

檄

青詞

朱表

致語

上梁文

寶瓶文

啓

謝啓

通啓

陳獻啓

定婚啓

聘婚啓

賀啓

小賀啓

疏

請疏

勸縁疏

以上のように、「文箋」が、「文章正宗」の文章の分類を基本的に踏襲しながら、その下位分類としての文章の様式（四六を含めて六十四種）を多数増益していることが明らかである。そして、この傾向は、更に吳

訥「文章辨体」を経て、徐師曾「文體明辨」に至って一層強まった。しかも、徐師曾「文體明辨」は明らかに陳繹曾「文筌」をふまえて呉訥「文章辨体」を増訂したものであり、以下の四つの文章様式について、明らかに「文筌」を祖述しているのである。

教

按劉勰云、「教者，效也，言出而民效也。」李周翰云、「教，示於人也。」秦法，王侯稱教。而漢時大臣亦得用之，若京兆尹王尊出教告屬縣是也。故陳繹曾以爲大臣告衆之詞。今考諸集亦不多見，聊取數首列于篇。

※出典：文筌・古文譜五・①体 文体(朝鮮本)

上梁文（寶瓶文説、上牌文附）

又按元陳繹曾文筌有寶瓶文，云「坊者墁棟脊之詞」，而諸集無之，無以爲式。竊意其詞大略與上梁文同，未亦陳詩如樂語口號之比。第無四方上下諸章耳。未知是否，姑附其說於此。

※出典：文筌・四六附説・⑤式 六招喻(朝鮮本)

道場疏

按道場疏者，釋老二家慶禱之詞也。慶詞曰生辰疏，禱詞曰功德疏，二者皆道場之所用也。又按陳繹曾文筌云，「功德疏者，釋氏禱佛之詞。」及考諸集與事文類聚，並有二家疏語，則知疏者，不特用於釋氏明矣。故今錯而列之，以俟俟博聞者。其曰齋文，即疏之別名也。

※出典：文筌・四六附説・⑤式 六招喻(朝鮮本)

青詞（密詞附）

按陳繹曾云，「青詞者，方士懺過之詞也，或以祈福，或以薦亡，唯道家用之。」其謂密詞，則釋道通用矣。詞用儻語，諸集皆有，而事文類聚所載尤多。今錄數篇，以備一體。

※出典：文筌・四六附説・⑤式 六招喻(朝鮮本)

このように、「文體明辨」は明かに「文筌」を用いて、「文章辨体」を増補しているが、しかし「文體明辨」は徒に文章様式の細分を好み、「文章正宗」と「文筌」以来文章の上位分類とされる「辭命」、「議論」、「叙事」を踏襲していない。「辭命」、「議論」、「叙事」、「詩賦」を主とする真徳秀「文章正宗」の文章の類別が、陳繹曾「文筌」において「辭命」、「議論」、「叙事」、「詩・賦」を主として、その下位分類として種々の文体（文章の様式）を配置するように二つの分類の折衷・統一

が謀られたにも拘わらず、「文章辨体」の出現によって、以後はもっぱら文章様式の細分化へと文章様式論が流れてしまったのである。

以上は、中国における文章様式の二つの分類と、「文章正宗」から「文筌」を経て、「文章辨体」と「文體明辨」に至るまでの文章様式の分類の変化の流れについて見てきたが、次に、このような文章様式論の日本における受容を見てみたい。

日本における文章様式論の受容で特に注目したいのは、荻生徂徠（寛文六1666年～享保十三1728年）『風流使者記』の文章論⁽⁷⁾である。これは藩主柳沢吉保自撰の漢文「穩々山靈台寺碑」を、同行の田中省吾が、甲府詰めの重臣達に読んで聞かせる場面のことである。「穩々山靈台寺碑」の原文には次の段が続く⁽⁸⁾。

音吐響亮，聲動金石，然後細識字詁，詳述篇旨。滿座俯伏敬聽，皆稱藩主文章之妙，省吾辯舌之巧，嗟嘆久之。省吾講迄，反座恂恂惟謹。衆大夫問茂卿，足下既稱當世韓柳。必當識篇章句字之法，起伏開闔之妙。吾曹今聽省吾所講主君親製碑文，不覺三嘆。未審足下之意，以爲何如。茂卿乃抗顏而謂曰，主君之於文章，不佞則以爲天授也。夫文章祖六經。六經史也。古帝王之世，左史記事，右史記言。記事者春秋，而叙事之文祖焉。記言者尚書，而議論之文祖焉。故文章之体，必以叙事議論立法。而真西山先生文章正宗，陳繹曾氏文筌以下，悉遵焉。

音吐響亮，聲金石を動かす。然る後細かく字詁を講じ、詳かに篇旨を述ぶ。満座俯伏敬聽して、皆藩主の文章の妙を稱し、省吾の辯舌の巧みなることを、嗟嘆すること之を久うす。省吾講じ迄りて、座に反りて恂恂として惟だ謹めり。衆大夫茂卿に問はく、「足下既に當世の韓柳と稱せらる。必ず當に篇章句字の法、起伏開闔の妙を識るべし。吾が曹、今省吾の講ずる所の主君親製の碑文を聴き、覚えず三嘆す。未だ足下の意を審かにせず。以て何如とか爲る」と。茂卿乃ち顔を抗げて謂ひて曰く、「主君の文章に於ける、不佞則ち天授とおもへい。
①夫れ文章は六經を祖とす。六經は史なり。
②古帝王の世、左史事を記し、右史言を記せり。
事を記すは春秋にして、叙事の文これを祖とす。
言を記すは尚書にして、議論の文これを祖とす。
③故に文章の体、必ず叙事議論を以て法を立つ。
④而して真西山先生の文章正宗たり。陳繹曾氏が文筌以下、悉くこれに遵へり。

ここに展開された徂徠の文章論を整理すると、まず

次の四つの内容に分けられる。「①夫れ文章は六經を祖とす。六經は史なり。②古帝王の世、左史事を記し、右史言を記せり。事を記すは春秋にして、叙事の文これを祖とす。言を記すは尚書にして、議論の文これを祖とす。③故に文章の体、必ず叙事議論を以て法を立つ。④而して眞西山先生の文章正宗たり、陳繹曾氏が文筌以下、悉くこれに遵へり。」

①「夫れ文章は六經を祖とす。六經は史なり。」については、「文章者、原出五經」(北齊顏之推)、「六經、象天地、效鬼神、參物序、制人紀、洞性靈之奧區、極文章之骨髓者也。」(梁劉勰)のように、文章の起源を、經書(或いは五經、或いは六經)に求めること自体は、文章の源流を解くための常套である。

②「古帝王の世、左史事を記し、右史言を記せり。事を記すは春秋にして、叙事の文これを祖とす。言を記すは尚書にして、議論の文これを祖とす。」については、「文心雕龍」と「史記正義」においては、「左史記事、右史記言。言爲尚書、事爲春秋」のように、いずれも「左史」と「春秋」、「右史」と「尚書」との関係についての言及に止まっているのに対し、徂徠は、それより更に一步進んで「尚書」と「春秋」をそれぞれ「議論之文」と「叙事之文」の源としているのである。因みに「文心雕龍」と「史記正義」において、「尚書」と「春秋」をそれぞれ「議論之文」と「叙事之文」に結びつけなかったのは、一つは、当時まだ「叙事」「議論」による文章様式の類別をしなかったことによるが、徂徎において両者が結びつけられたのは、何よりも真徳秀「文章正宗」がはじめて文章を「辭命、叙事、議論、詩賦」の四つに類別したことと、「文章正宗」を踏まえた陳繹曾「文筌」による影響と考えられる。

しかし、両者よりも更に一步進んだのは、③「故に文章の体、必ず叙事議論を以て法を立つ。」のように、文章を「議論之文」と「叙事之文」の二類に大別したことである。とりわけ徂徎において文章様式の分類が、真徳秀、陳繹曾よりいっそう徹底したものになっていことが注目される。

④「而して眞西山先生の文章正宗たり。陳繹曾氏が文筌以下、悉くこれに遵へり。」については、数多い文章作法書の中より、文を初めて「辭命」、「議論」、「叙事」、「詩賦」に四分類した真徳秀に継いで、中国では決して広く読まれていず、かえって日本では元禄元年伊藤東涯の校訂にかかる「文章歐治」と寛永二十一年刊「文章一貫」によってその存在を知られる陳繹曾「文筌」を挙げていることがまず注目される。このことから、中国における文章作法書に関する徂徎の知識の

確かさと、「文筌」に対する評価の高さを窺うことが出来よう。中国における元の時代文章やの文章作法書に対する冷遇と、それに起因する「文筌」への冷遇とは対照的である⁽⁹⁾。

しかし、徂徎の文章論はこれには止まらなかった。徂徎は更に「議論」と「叙事」との絶対的な区別よりも、両者の相互融合を力説するに至っている。これは、吉保の文を讃美讃える徂徎の展開した文章論は、その批評の基準を「文章正宗」と「文筌」に求めたことは、徂徎の文章論の卓抜した見解の由来とともに、その独創性をなによりも示しているといえる⁽¹⁰⁾。

先に引用したくだけに統いて、徂徎は次のようにその文章論を展開する。

但膠柱調瑟聳、拘拘乎二体之分、而不知操縱自我之妙。則叙事爲叙事、議論爲議論。是以或局促而不得鬯，或飄蕩而不就實。今詳主君之文，序則主叙事，而議論在其中矣。銘則主議論，而叙事在其中矣。主叙事者，率少活動之思。故篇章句字經緯錯綜，具盡起伏開闔之變也。主議論者，或乏典重之態。故四言爲句，四句換韻，嚴守規矩準繩之常也。是其虛實混融，不落古人圈套，乃主君之文，所以工於體製者也。

但だ柱に膠し瑟を調べるの聳、二体の分に拘拘として、自我を操縱するの妙を知らず。則ち叙事を叙事と爲し、議論を議論と爲す。是以て或は局促して鬯ることを得ず、或は飄蕩して實に就かず。今主君の文を詳かにすれば、⑤序は則ち叙事を主として議論其の中に在り。銘は則ち議論を主として、叙事其の中に在り。⑥叙事を主とする者は、率ね活動の思少なし。故に篇章句字の經緯錯綜し、具に起伏開闔の變を盡すなり。議論を主とする者は、或は典重の態に乏し。故に四言を句と爲し、四句にて韻を換へ、規矩準繩の常を嚴守するなり。是れ其の虚實混融し、古人の圈套に落ちず、乃ち主君の文の體製に工なる所以の者なり。

先ず⑥「叙事を主とする者は、率ね活動の思少なし。故に篇章句字の經緯錯綜し、具に起伏開闔の變を盡すなり。議論を主とする者は、或は典重の態に乏し。故に四言を句と爲し、四句にて韻を換へ、規矩準繩の常を嚴守するなり。」については、平板な内容に形式的な変化を、変化に富む内容に形式的な規則性を導入するという考えは、恐らく宋・李塗「文章精義」にいうところの「文字湧有數行不整齊處、湧有數行整齊處。意對處、文却不必對。文對處、意却著對。」に通じる

ものであろう。

そして、何よりも⑤のくだりについては、「叙事」が「議論」を含み、「議論」が「叙事」を含むこと、つまり「叙事」と「議論」の融合を文章の妙としているのが注目される。もちろん、中国において、真徳秀『文章正宗』以来、『文筌』のみならず、多くの文章作法書が「辭命」、「議論」、「叙事」、「詩賦」の四分類を踏襲するなかで、「議論」と「叙事」の絶対的な区別を否定する考え方もある、数こそ多くないが実際にはある。先に引いた莫如忠のほかに、明・王維楨もその「駁喬三石論文書」の中で、「叙事」、「議論」との峻別を次のように批判している。

文章之體有二，序事議論，各不相淆，蓋人人能言矣。然此乃宋人創為之。宋真徳秀讀古人之文，自列所見，岐為二途。夫文體區別，古誠有之，然固有不可岐而別者。如老子，伯夷，屈原，管仲，公孫弘，鄭莊等傳，及儒林等序，此皆既述其事，又發其義。觀詞之辨者以為議論可也。觀實之具者以為序事可也。變化離合，不可名物。龍騰虎躍，不可韁鎖。文而至此，即遷史不皆其然。（『文章辨體彙選』二百三十九卷）

とりわけて、ここでは、「此皆既述其事，又發其義」の文章を例挙しているのは、徂徠の言うところの「序は則ち叙事を主として議論其の中に在り。銘は則ち議論を主として、叙事其の中に在り。」と相通じるものであろう。

そして、「碑」という文體における「議論」と「叙事」の関係については、例えば、明・賀復徵編『文章辨體彙選』（六百四十二卷）では、「碑」について、「徐學曾曰、碑之體主於叙事，其後漸以議論雜之，則非矣。故今取諸大家之文而以三品列之。其主於叙事者，曰正體。主於議論者，曰變體。叙事而參之以議論者，曰正而變。至於托物寓意之文，則又以別體列焉。其墓碑自為一類此不復列。」と、「叙事」と「議論」の関係によって「碑」の文體を「正體」、「變體」、「正而變」の三つに分けている。しかし、徂徎の言う主君の文章の妙は、ここに言うところの「叙事而參之以議論」（議論と叙事の混在した文章）ではない。その主眼は、明・茅坤が韓愈「送石處士序」を、「以議論行叙事，當是韓之變調。然予獨不甚喜此文。」と評する（『唐宋八大家文鈔』卷六）ところの「議論を以て叙事を行う」ことであり、歐陽修「夷陵縣至喜堂記」を評して、「以叙事行議論」（叙事を以て議論を行う文章）とするところに他ならない（『唐宋八大家文鈔』四十九卷）。要

するに、「叙事」と「議論」の融合である。このような文章が中国においてもとかく高く評されることは次の清人二人に徴して明らかである。一は、何焯が『義門讀書記』において韓愈「送石處士序」を評して、「無限議論都化在敘事中。」（何焯『義門讀書記』卷三十二昌黎集）とするものであり、一は、蔡世遠が『古文雅正』（十四卷）において權德興「陸宣公集序」を評して「權文公在當時以文章著名，然尚未脫排偶氣。為宰相雖無甚建明，然亦與庸碌者迥別。此篇序宣公，議論兼敘事，可歌可誦。吾喜宣公之為人，故讀權公此篇，更低徊不忍釋也。」という（卷七）ものである。

因みに、徂徎が「叙事・議論」の融合を力説するのは、或いは日本でも多分に接することが可能な以上の諸文献から着想を得たのかも知れないが、しかし徂徎が一般的に理解されている「議論・叙事」の峻別を越えたところに文章の主眼を置いたことはその見識の高さを示していることはいうまでもない。そして、このように、真徳秀『文章正宗』と陳繹曾『文筌』によって文章の二體として「叙事・議論」を抽象し得た徂徎は、更にその古文辞学の中で「叙事」と「議論」に新たな意味づけを行い、遂にその古文辞学の中心的な用語として成長させるに至っては、その古文辞の師と仰ぐ李攀龍・王世貞も能くなしえなかつたところであり、まさに独創的な見地に立つものである。

例えば、徂徎は、「叙事」と「議論」について、次のように言う。

亦講師・經生、勉強して文章を作るに縁て、其の平常の言ふ所に狃ひ、遂に文章は議論にあらざれば不可と謂ふのみ。殊に知らず議論・叙事の二者は是れ文章の大綱領なり。試みに専ら韓・柳・歐・蘇を學ぶ者を觀よ。決して叙事を作す能はざるなり。（『譯文筌蹄』題言十則、原文は漢文に返り点と訓が附す）という。

この「題言十則」は徂徎が正徳五年ころに書いたものである（『荻生徂徎全集』第五卷解題）が、同じころの著作として、次に引く『謾園隨筆』卷四にも同じような考えが示されている。

一、議論・叙事の二つは、文章の大端。故に叙事の文を爲す能はざる者は、尚するに足らざるのみ。六經の文の如きは、皆叙事なり。左・騷・班・馬は能文の最と稱す。豈議論ならんや。且つ文章の大業、史に若くは莫きなり。故に叙事の文、學ばざるべからず。（謾園隨筆卷四）

『護園隨筆』五巻の完成原稿が書林の手に渡ったのが正徳三年、初版が発行されたのが正徳四1714年一月である（『荻生徂徠全集』第一巻解題）。そしてこれと同じような意味のことを、和文の文章では次のように述べている。

亦講説儒者及び一方付たる經學者の類、己が力に及ばざる事に候を勉強して、文章は議論にあらざれば不可なりと思ひ取申候。義論・叙事二つの者は文章の大綱領といふ事をば、曾て不存候。専ら韓・柳・歐・蘇を學び候者は、決して執一なる議論をなし、現前肝要の叙事をなす事は相成不申候。（「徂來先生詩文國字牘」卷之下、『荻生徂徠全集』第五巻）

因みに、『詩文國字牘』二巻は、徂徠が出羽国莊内藩士に宛てた二通の国字書牘から成り立っているもので、その序文、林東溟の「詩文國字牘序」及び鍋島伝蔵の「詩文國字牘后序」はともに享保二十1735年のものである。嘗て服部南郭の「燈火書」一巻とともに門人の間で『詩文國字牘』と称せられて伝写されていたという（『荻生徂徠全集』第五巻解題）。ここでは、はつきりと「叙事」を「議論」よりも上に置いていることが注目される。本来文章の二體としてあった「議論」と「叙事」について優劣を付けたことは、ここにいうところの「議論」、「叙事」はすでに単なる一般文体論の用語ではなく、徂徠学、とりわけその古文辞学の鍵語になったことを示していよう。

このように、初期の徂徎学において、まずは文章の様式論として受容され、そして、徂徎学における古文辞学の成立とともに成長を遂げることになった「議論」と「叙事」であるが、これとても、眞徳秀『文章正宗』、陳繹曾『文筌』によってもたらされたものであることを指摘すれば足りよう。

そして、「議論」、「叙事」による文章様式の分類は、漢学者の文章作法書だけでなく、「わが国文文章論の先駆となった」（市川孝1953：35頁）といわれる伴蒿蹊『國つふ見よの跡』（三巻、安永六年刊。安永三年跋）にも、次のようにその受容の一端が窺われる。

○凡中古の草子には、記事、義論もとむるにともしからず、ことに、源氏處々にあり、中にも、はきぎの巻、雨夜品定、上段女の品心ざまを論したる處、中段三つのたとへを挙て人の真偽をいへる所等、義論の師とすへし、下段に各むかしへつる事を語あふ所ハ、記事の師たるへし。「國つふ

見よの跡再考』中「中古躰」（七オ）

よって、眞徳秀『文章正宗』、陳繹曾『文筌』の文章様式論の影響の一斑が知れよう。

2、文章構成論について

文章構成論については、『文筌』には、次の二つの注目すべき考えがある。一は、文章の構成を「起、承、舗、叙、過、結」の六段としたこと、一は、次のようにそれをそれぞれ人体に譬えたことである。

| | |
|---|---|
| 起 | 貴明切如人之有眉目 |
| 承 | 貴疏通如人之有咽喉 |
| 舗 | 貴詳悉如人之有心胸 |
| 叙 | 貴轉折如人之有腹臍 |
| 過 | 貴重實如人之有腰脅 |
| 結 | 貴緊快如人之有手足（『文章歐冶』古文譜四・製・①體段） ⁽¹¹⁾ |

従来、詩法として、「起、承、轉、合（又は結）」はよく言われるところであるが、文章の構成については、管見の限り数多い文章作法書のなかでも、『文筌』が文章の構成を六段として考えたこと、それを人体に譬えたことは、それまでにない斬新な考え方である。

そして、日本では、最初に『文筌』に説くところの文章構成をふまえて、文章の構成を説く文章作法書は、伊藤東涯『作文眞訣』（元禄庚午三年自序）である。この書は、最初写本で伝わったが、元禄十四1701年に、文會堂主人林義端によって、「譯文法式」、「譯文式例」、「讀書題目」、「鈔書門類」（いずれも漢文に返り点と訓を施す）とともに『文林良材』首巻として刊行され、後には『刊謬正俗』の付録としても刊行される（これには「譯文式例」が含まれない）。伊藤善韶『重刻刊謬正俗序』（明和六1769年）によれば、「作文眞訣」は、明和六年に重刊の際に、旧本に従って、附刻したものであるという。とすれば、『作文眞訣』の刊行は林義端編『文林良材』が最初になる。伊藤東涯は寛文十1670年～元文元1736年の在世なので、『文章歐冶』の刊行に遅れること十三年、東涯三十才の時の刊行である。ここでは、この『文林良材』所収の『作文眞訣』を用いる⁽¹²⁾。

作文眞訣

一曰遣詞有失體之誤⁽¹³⁾

二曰結構有失所之弊

三曰句法有不整之失
四曰置字有顛倒之失
五曰造語有無據之陋
六曰用字有錯義之失
七曰助字有失粘之過

「作文真訣」は、以上七箇条を挙げて、作文の要訣を説くが、その第二「結構有失所之弊」において、「體段之製 見文章歐冶」として、「文章歐冶」を引く。

起 貴明切如人之有眉目
承 貴疏通如人之有咽喉
鋪 貴詳悉如人之有心胸
叙 貴轉折如人之有腹臍
過 貴重實如人之有腰臂
結 貴緊快如人之有手足（『文林良材』首巻「作文真訣」）

これに次いで、「分間之法 見學範」⁽¹⁴⁾として、「○頭 起欲緊而重。大文五分腹，一分頭領。小文三分腹，一分頭領 ○腹 中欲滿而曲折多要欲健而快 ○尾 結欲輕而意足。如駿馬駐坡三分頭二分尾」を挙げ、「右二説相類。但歐冶舉其詳，學範著其略故共載之」（原文訓点付き）という。

しかし、伊藤東涯の『文筌』の受容は決してこのような直接的な引用ばかりには止まらなかった。「操觚字訣」に至っては、次に示すように文章構成に関する『文筌』の内容を十分消化した上で、それを更に展開させているのである。

文章編法首尾結撰ノ辨

文章ハ長短ニカキラズ、篇首篇中編尾ノ差別アリ、又起承舗叙過結ト分ツ、タトヘハ、人ノ頭足アルガコトク、家ノ堂室アルガコトシ、一篇ノ文章ヲカクニモ、コノ差別ノ辨ヘサレハ、辭理前後シテ、條理タタズ、起頭ハ、一篇ノ大意ヲアグ、冒頭破題問答設事ナトト法ヲ立ツ、コノ一クサリアリテ次ヲ承ト云、起頭ノ一段ヲ承テトクコト也、舗叙ハ篇中ニナリテ、主意ヲノブルコト也、コノ内ニ波瀾頓挫起伏ナド云コトアリ、サテソノ次ヲ過結ニテ、全文ノ立意ヲヒトムルコト也。

ここでは、「文章ハ長短ニカキラズ、篇首篇中編尾ノ差別アリ、又起承舗叙過結ト分ツ、タトヘハ、人ノ頭足アルガコトク、家ノ堂室アルガコトシ」といっているが、これは先に引いた『文章歐冶』内容を単純に

踏襲しているのでは決してない。ここでは、

篇首 起承
篇中 舗叙
篇尾 過結

のように、「篇首」には「起承」、「篇中」には「舗叙」、「篇尾」には「過結」をそれぞれ対応させたのである。ここには、「文章歐冶」古文譜四・製・①體段を出典とする文章體段の「六段説」と、「文章歐冶」古文矜式 ②入境 ○識体 體段明則制作當（「古文矜式 ②入境 ○識体 體段明則制作當 篇首 欲包含一篇 大旨貴乎明而緊 篇中 欲曲折周密鋪陳詳盡引用飽滿 篇尾 欲點綴丁寧發送輕快」）を出典とする「三段説」との統一が図られていることが明らかである。もちろん、「文章歐冶」においては、両者はこのように関係づけられなかったのである⁽¹⁵⁾。伊藤東涯の『文筌』受容はその文章様式の類別のみならず、文章構成についても深い理解に基づく独自の解釈が施されていることが明らかである。そして、更に次のように続く。

又篇法ノ上ニ養心養力養氣識躰家數ト云コトアリ、養心トハ、此方ノ見識正大ナレバ、文章理高シ、氣量宏豁ナレバ、文ノ格調高シ、シカレバ、先コノ方ノ心氣ヲ養フト云コト也、養力トハ、讀書多ケレバ、學問博ク、世故ヲ歴レバ、材力ノ健ニナルコトライフ、養氣トハ、總テソレソレノ題ノ氣ヲ養フライフ、朝廷聖賢ノ題肅、河岳武功題壯、山林仙隱題清、宴樂通人題和、恆神豪俠題奇、園樹美人題麗、上古雅勝題古、登眺功業題遠トイヒテ、各ソノ題ニ就テ、氣象ノカハリアルライフ、識躰トハア、上ニ所謂、四法序記等ノ文躰ヲ正スコトライフ、家數トハ、尚書ヲ始トシ、秦漢魏六朝唐宋元明、古今ノ文家、諸子百家、各ソノ躰ノ別アルライフ、是等ノコトハ、此方ニ一ケノ見識アリテ、文ヲ述ルニハ、強テ法ヲ立テ、ソレニアハスルニハ、アラザレドモ、シカレドモ、ソノ大概如此モノ故、略ソノ辨ヲノス、總テ文ヲ作ルニ、忌暗忌弱忌陳コノ三ツヲ、肝要トスベシ。

ここでは、「又篇法ノ上ニ養心養力養氣識躰家數ト云コトアリ」というのも明らかに『文章歐冶』所収の「古文矜式」をふまえているのである。日本における「文以氣爲主」の文章論の受容を示す一例である。因みに、「文章一貫」はどちらかといえば、「文以意爲主」の文章論の立場に立っていると言える⁽¹⁶⁾。

このように『文筌』から『操觚字訣』に至るまでの文章作法書における文章體段論は、中国と日本における文章體段論の一つの到達点を示しているといえる。とりわけ、伊藤東涯が、『作文眞訣』から『操觚字訣』にかけて、『文筌』と『古文矜式』の文章構成論に整理を加え、更にそれを展開・発展させたことが注目されよう。近代の学者として、せっかく『文筌』の「六段説」に注目したものの、結論的には、

體段説の大體を通覧して、支那の體制論は區割が明らかならず、又不自然にして譬喻に役せられた傾きがあり、西洋の體制論の方、遙かに優つて實際に適して居る。おもふに最も簡単自然にして要を得たのはアリストートルの二分説と仏教家の三分説とであろう。(五十嵐力1909:510-511頁)

とし、そして、

空海以後、漢學者側では久しく纏まつた修辭論を見なかつた。徳川時代に至つて徂徠、山陽、北山、雪堂、周南、其の他の文話、詩話などが多く出たけれども、いづれも断片的のもの、若しくは支那の修辭論を踏襲したもので特に擧ぐべきものがない。(五十嵐力1909:629頁)

とする五十嵐力の見方が当を得ないことは明らかである。

以上は、文章様式の類別と、文章構成に分けて、江戸時代における『文筌』の受容の一端を見たが、次に、『文林良材』を例に、文章作法の実践的な側面を中心には漢文の文章作法書の受容を見てみることにする。

3. 文章作法について

文章作法の実践的な側面については、元禄十四年に刊行された『文林良材』(文會堂主人林義端編、林九兵衛刊)がその内容の豊富さにおいて、江戸時代における数多くの日本人による文章作法書の中も群を抜いていることは次に引く(首巻を含めて全七巻のうち)巻之一と巻之二の目次から窺われる⁽¹⁷⁾。

巻之一

文法大意

- 作文總論凡二十九條 ○作文秘訣 ○作文可讀書目 ○立意 ○養氣 ○篇法 ○章法 ○句法 ○字法

巻之二

- 起端 ○叙事 ○議論 ○引用 ○譬喻 ○含蓄 ○形容 ○過接 ○繖緒 ○抱題法

【叢林四六文式】

- 四六大意 ○四六啓札 ○四六九法 ○四六體製凡二品 ○四六正格圖說凡三篇 ○四六變格圖說凡三篇 ○重陽啓札 ○疏并祝語凡二條 ○疏圖說并疏語作例凡四篇 ○日本疏語并圖說 ○疏八法 ○疏式 ○序法 ○序法四體并序法四體序法四用四體四用圖 ○書序五法并馬蹄體 ○文序大意并秋風辭序玄暢賦序 ○啓札序大意并作例二篇 ○詩序大意 ○大序法并作例三篇 ○小序法并作例十篇 ○自序大意并競渡序宴桃李園序

【序文并書札等採用熟語】

- 詩文奉呈類 ○伏乞類 ○百拜類 ○美稱類
- 稱呼類 ○自稱類 ○自稱愚昧類 ○鄙懷類
- 輕微類 ○進獻類 ○惠貺類 ○稱人書翰類
- 自稱書翰類 ○稱人居處類 ○稱自居處類 ○稱人材幹類 ○稱人文章類 ○老大類 ○幼敏類
- 誕生類 ○男子類 ○女子類 ○死亡類 ○葬禮類 ○香奐類

この二巻について見れば、先ず巻之一では、次に示すように、「文法大意」のうち、「作文總論凡二十九條」はすべて『文體明辨』からの引用である⁽¹⁸⁾。

- 1 魏文帝曰、文章ハ經國ノ大業、不朽ノ盛事ナリ。人壽ハ時アリテ盡き、榮樂ハ其身ノミニ止マリテ限アリ。特リ文章ハ天地ノアラン程ハ世ニ傳ハリテ朽ズ。最勤メ學ブベシ。(『文體明辨・文章綱領』總論)
- 2 晋摯虞曰、作文ニ象ヲ假ルコト過分ナレバ類ト遠ザカル。辭ヲ造ルコト壯ニ過レハ事ト相違ス。言ヲ辨スルコト理ニ過レハ義ト相失ス靡麗ナルコト太過スレバ情ト相悖ル。(『文體明辨・文章綱領』總論)
- 3 北齊顏之推曰、文章ヲ作コトヲ學ババ、先親シキ友ニ相談シテ其評論ヲ得テ後ニ外ヘ出セ。我意ニ任セテ善トセバ人ノ笑トナラン。(『文體明辨・文章綱領』總論)
- 4 梁劉勰曰、六經ノ文ハ天地ヲ形リ、鬼神ヲ效シ、物序ヲ參ヘ文章ノ骨髓ヲ極ムル者ナリ。百家種々ニ其體ヲ變ズトイヘトモ、其中ヲハナレス。故ニ作文ニ經ヲ宗トスレハ六ノ善ア

- り。情深クシテ詭ハラズ，風清クシテ雜ハラズ。事信ニシテ誕ナラズ。義直クシテ曲ラズ。體約カニシテ蕪ズ。文麗シクシテ淫セズ。(『文體明辨・文章網領』總論)
- 5 後魏祖瑩曰，文章ハ各一家ノ風骨ヲ立ツベシ。死人ト共ニ生活スペカラス。(『文體明辨・文章網領』總論)
- 6 梁沈約曰，文章ハ三易ニ從ベシ。事ヲ用ル二人ノ見ヤスキ，一也。文字ノヨメガタキヲ用ズ，誰モ識ヤスキ，二也。讀ヤスキ，三也。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 7 宋歐陽修曰，文ノ疵病ハ必シモ他人ノ評論ヲ得ズトモ，ヒタト多ク作レバ，自知ル者ナリ。(『文體明辨・文章網領』總論)
- 8 又曰，文ヲ作ルニ他ノ術ナシ。唯書ヲ讀コト多ケレハ自工ミナリ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 9 又曰文ヲ作ルノ法唯熟スルニアリ。様々ノカハリタル自由ナルコトハ皆熟處ヨリ生ズ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 10 宋蘇軾曰，凡文字少年ノ時作ルハ，氣象スルドニ辭ヲカザリ，花ヤカニ書ベシ。年老文熟スレバ自平淡ニイタル。其實ハ平淡ニアラズ花ヤカナル處ノ至極也。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 11 宋張載曰，道理ヲ發明スルハ，唯字ヲ命スルコト難シ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 12 宋朱熹曰，文字ハ奇ニシテ穏ナルガヨシ。奇ニシテ穏ナラズハ文ト云ハズ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 13 宋呂本中曰，文ヲ作ルニ悟入ノ處アレバ，自然ニ人ニ勝ル。悟入ノ理ハ只工夫ト勤トニアリ。張旭公孫太娘ガ劍ヲ舞スヲ見テ筆法ヲ悟リシモ意ヲ此事ニ專ラニシテ少時モ我胸中ニ忘レサル故ニ，他ノ事ヲ見テ其理ヲ悟リ遂ニ神妙ノ域ニ至ル。何ノ意ナキ人，劍ヲ舞スヲ見レバ，何ノ悟ルコトアラン。文ヲ作ルモ，此意ニテ日夜專ラニ工夫スレバ，一旦悟入ノ處アルベシ。(『文體明辨・文章網領』總論)
- 14 又曰，歐陽公ノ作文先草藁出來テ後ニ壁ニ貼シテ時々ニ改竄ヲ加ヘ後ニハ始ノ文字一字モ殘ラズ改メラレシナリ。幾度モ改コトヲ嫌ハズ。(『文體明辨・文章網領』總論)
- 15 又曰，文ヲ作ルニ或ハ幾回モ鍊リ，思ヲ潛メテ俄ニ筆ヲ下サズ。或ハ事ニ遇テ感スル時，無造作ニ其ママ作ルコト工夫ノ一也。古ノ作
- 者ハ外ノ法ナク，只此ノ如シ。必強ヒテ趣向モ浮ザルニ無理ニ作り，小兒ノ學ニ就ク時父師ノ責テ書ヲ讀シムル如クスペカラズ。(『文體明辨・文章網領』總論)
- 16 又曰，陸士衡文ノ賦ニ片言ヲ立テ以テ要ニ居ル。乃一篇之警策ト云ヘリ。此要論ナリ。文章警策ナケレバ，世ニ傳ルニタラズ。警策トハ秀逸ノ詞ナリ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 17 又曰，檀弓ト左傳ト二書，共ニ太子申生カ事ヲ紀スニ詳略同ジカラズ。左傳ヲ讀テ後檀弓ノ文ノ高遠ナルヲ知ル。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 18 宋洪邁曰，議論ノ文字ヲ作ラバ，事實ヲ考引スルコト差戻ズシテ，乃傳フ可シ。信ニシテ東坡カ二疏ノ贊ハ事實相違セリ。後生警シム可シ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 19 宋姜夔曰，人ノ言ヒ易キ所ヲバ，我寡ク言ヒ人ノ言ヒ難キ言ヲバ，我易ク言フヤウニスペシ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 20 宋真德秀曰，文章ハ義理ヲ明ラメ，世用ニ切ナルヲ主トス。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 21 宋謝枋得曰，凡史評ヲ作ラバ，吾身ヲ以テ其人ノ時ニ生レ其人ノ位ニ居ラシメ，其人ノ事ニ遇ハバ如何様ニ取行クベキト意ヲ注クベシ。必ズ一段萬世マデ磨滅セヌ理アルベシ。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 22 又曰，凡議論好事ハ一段反テアシク論シ，好カラヌ事ハ一段好ク説ント要スペシ。如此ナレバ，文勢圓活，義理精微ニシテ意味亦悠長也。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 23 宋葉適曰，文ハ工ナリト云トモ，世ノ教ニアツカラヌ。無益ノ文ハ好カザレ。(『文體明辨・文章網領』總論)
- 24 元李塗曰，文字ハ一篇ノ内整齊ノ處トアルベシ。意對スル處，文却テ必シモ對セズ。意必シモ對セザル處，文却テ對ス。(『文體明辨・文章網領』論文)
- 25 明王鏊曰，文ヲ作ルニ必ズ古ヲ師トシテ，人是ヲ讀デ，師トスル所，知ラザラシムルハ善ク古ヲ師トスル者也。韓退之ハ孟子ヲ師トス。今韓文ヲ讀デ其孟子ヲ學ブ處ヲ見ズ。歐陽永叔ハ韓退之ヲ學デ，其退之ヲ學ブコトヲ覺ズ。若古ヲ師トスルトテ其規矩ニ拘ハリテ離ルルコトアタハザルハ，陋シ所謂其意ヲ師トシテ其辭ヲ師トセザルハ此作文ノ妙訣也。(『文體

明辨・文章綱領』論文)

- 26 明唐順之曰、漢以前ノ文ハ法ナキニ非ズ、無法ノ中ニ法アリ。故ニ其法密ニシテ窺フベカラズ。唐ト近代トノ文ハ法ナキコトアタハズシテ能ク毫釐モ法ヲ失ズ。故ニ其法嚴ニシテ犯スベカラズ。然モ文必法有テ自然ニ出テ易フ可カラザルハ容易キ事ニ非ズ。(『文體明辨・文章綱領』論文)
- 27 明袁袞曰、文ヲ作ルニ六ノ難アリ。學ハ深ク該通スルニカタシ。事ハ博ク綜テ嚴ナルニカタシ。詞ハ雅ニシテ健ナルニ難シ。氣ハ充テ和スルニ難シ。識ハ通融ニ難シ。志ハ沈澹ニ難シ。此六ヲ兼テ久シク學ババ文ノ妙ヲ得ン。(『文體明辨・文章綱領』論文)
- 28 明陳洪謨曰、文ハ體ヲ辨ズルヨリ先ナルハナシ。體正シクシテ意ヲ以テ經トシ氣ヲ以テ貫キ、辭ヲ以テ飾ル。體ハ文ノ幹也。意ハ文ノ帥(大將)也。氣ハ文ノ翼也。詞ハ文ノ華也。禮慎マザレバ文ミダレ、意立ザレバ文タガヒ、氣昌ナラザレバ文萎、辭脩ザレバ文蕪ル。此ノ四者ハ文ノ病ナリ。是故ニ四病去テ文斯ニ工ナリ。(『文體明辨・文章綱領』總論)
- 29 明李時勉曰、夫文章ノ世ニ重ゼラルハ其人品ノ宜シキヲ以テナリ。其人品宜シカラザレバ、文ハ美ナリト云ヘ共、世ニ反テ病トス。(『文體明辨・文章綱領』總論)

以上見たように、「文體明辨」からの引用が「文體明辨・文章綱領」總論と「文體明辨・文章綱領」論文の二カ所に集中し、「文體明辨・文章綱領」總論と「文體明辨・文章綱領」論文にあった内容から適宜抄出したものを時代順に並べ換えていることが分かる。そして、それに伴って、もともとの内容からは大量のものが省かれている。

続く「立意、養氣、篇法、章法、句法、字法」と卷之二「起端、叙事、議論、引用、譬喻、含蓄、形容、過接、繖緒」はすべて「文章一貫」を踏襲しており、原文の読み下し文を中心に、或いはそのまま、或いは文意をまとめて、更に解説を加えつつ、編をなしたものである。そして、これが「文章歐治」から直接引用したものではないことは、江戸本「文章歐治」と「文章一貫」に引かれる「文筌」とで異同のある箇所については、訂正個所⁽¹⁹⁾を除けば、「文林良材」はすべて「文章一貫」に同じであることによって明らかである。

そして、「起端、叙事、議論、引用、譬喻、含蓄、

形容、過接、繖緒」に続く「抱題法」だけは、「文章一貫」とは無関係ではあるが、同じく陳繹曾を踏えている。ただ「文章歐治」からではなく、同じ陳繹曾の著に係る「文説」(『四庫全書』収録)の「抱題法」を引いているのである。

次に「抱題法」の部分を要約して示す。

抱題法

抱題トハ文題ノ意ノ取様ヲ云。其法都テ十アリ。
一二開題、(中略) 二ニ合題、(中略) 三ニ括題、
(中略) 四ニ影題、(中略) 五ニ反題、(中略)、六
ニ救題(中略) 七ニ引題、(中略) 八ニ蹙題、(中
略) 九ニ衍題、(中略) 十ニ起題(略)
(『文林良材卷二』九ウ～十ウ)

因みに「文章歐治」の「抱題」は次のとおりである。

古文譜二 識題法 ①虚實 (二) 虛題、實題 ②
抱題 (十) : 開題、合題、超題、引題、張題、蹙
題、影題、摘題、縋題、撇題 ③斷題 (五) : 推
鞠、磨勘、擬斷、處置、詳審 (朝鮮本「文章歐治」
古文譜二)

このように、「文林良材」における中国の文章作法書の受容は、伊藤東涯「作文真訣」の江戸本「文章歐治」を出典とする場合と、卷之一と卷之二のように、「文體明辨」を抄訳する場合と、そして、「文章一貫」を介して、そこに引かれている数々の文章作法書(『文筌』のほかに、更に宋・陳騤「文則」、陳繹曾「文説」)を受容する場合があり、その引用書目と受容のあり方の多彩さが目立っている。中でも、陳繹曾「文筌」(改題本「文章歐治」を含む)、「文説」、高琦・吳守素「文章一貫」が大きな存在として、受け入れられていたことが明らかである。そして、徂徠、東涯のように、いずれも単なる受け身的な受容には止まらず、あるいはその再解釈を行い、あるいは更に展開、発展させたことは今更に指摘するまでもない。徂徠、東涯ほど独自な展開がなくとも、林義端「文林良材」のように、内容的には殆ど代表的な文章作法書を網羅して、且つ和刻本とは異なり、いずれも漢文読み下し文風に和らげているなどにその独自の価値がある。本書の扉に銘打って、「是編博閲群籍、凡有資于作文者、摘精會粹、備極苦心。俾操觚者繩墨資材、有所準則。誠爲幼學鴻寶、藝苑津梁。」と言うように、読者層を童蒙まで広く設定したことは、江戸時代における中国の文章作法書の受容を考える上で、特筆に値する一挙といえよう。

(1)：「文章一貫」の問題点については、拙稿2001では、「文筌」の引用に関わる問題、最近の研究者の「文章一貫」をめぐる誤解について簡単に触れておいた。

(2)：「新刊諸儒奥論策學統宗文筌序」には、「余成童剽聞道徳之説於長樂放君善先生、痛悔雕蟲之習久矣」の後に、「廻得諸儒奥論統宗觀讀、議論精當」とあり、そして、「比游京師、東平王君繼志講論之隙、索書童時所聞筆札之靡者」と続く。この「廻得諸儒奥論統宗觀讀、議論精當」は文意が唐突であるため、序文の題「新刊諸儒奥論策學統宗文筌序」とともに、麻沙書坊の所為と思われる。

(3)：朱權撰「原始秘書（十卷）」の存在と印章、署名については、宮紀子氏のご教示による。記して感謝申し上げたい。

(4)：「國立國會圖書館漢籍目録」（昭和六十二年版）には、次のように書誌を記す（629頁）。

文章歐治 1巻 元陳繹曾撰 元祿元 洛陽 唐本屋又兵衛刊 1冊 26種 総 168-66
長澤規矩也「和刻本漢籍隨筆集 第十六輯」解題・文章歐治によれば、「底本、東涯の跋末の「元祿改元」の四字及び刊記の文字が落ち着かない。神宮文庫所蔵本とその部分異版。」とあるが、神宮文庫において調査したところ、江戸本「文章歐治」（所蔵番号：3・2356）の刊記は、国会図書館藏江戸本「文章歐治」と「和刻本漢籍隨筆集 第十六輯」所収「文章歐治」の刊記との間に異同が認められなかった。神宮文庫には3・2356番の所蔵番号を持つ江戸本「文章歐治」以外に、「文章歐治」の所蔵は知らない。長澤氏の誤認と思われる。

(5)：ただし、順番が異なる。朝鮮本は、尹春年「文筌」序、朱權「文章歐治」序、陳繹曾自序の順に対し、江戸本は、朱權「文章歐治」序、尹春年「文筌」序、陳繹曾自序の順である。

(6)：莫如忠は、「欽定四庫全書總目卷一百七十七」によれば、「字子良、華亭人。嘉靖戊戌進士、官至浙江布政使。告歸、杜門著書、年至八十餘、乃卒。明史文苑傳附載董其昌傳中。」「崇蘭館集（二十卷）」がある。

(7)：宝永三年の甲斐旅行を記録した紀行文。後に「古文辭」の体に書き改めたうえ、題も「峠中紀行」と改めて、「徂徠集」卷十五に収めるが、該当部分は省かれている。

(8)：「穩々山靈台寺碑」の読み下し文は河出書房版「萩生徂徠全集」第五巻による。

(9)：例えば、「元無文」（明・王世貞『弇州四部稿』卷一百四十六、明・王志堅『四六法海』凡例など）というものはその典型であろう。

(10)：徂徠の見た「文筌」は原本「文筌」の可能性もあるが、江戸本「文章歐治」が元祿元年の刊行なので、それを見た可能性が十分ある。とすれば、書名を「文章歐治」とはせずに、わざわざ「文筌」としたことにもそれなりの意味があろう。江戸本に付すところの朝鮮本尹春年序も、底本が朱權改題本の「文章歐治」を用いているにもかかわらず、「文筌」序とした前例に則ったか、江戸本「文章歐治」に冠する朱權「文章歐治」序に署名を欠くことに対する一種の不信感があったのであろう。いずれにせよ、「文筌」の書名を正当としたことが明らかである。

(11)：次に挙げるように、「文章一貫」に引くところの該当箇所には小異がある。

文筌文章體段

| | | | | |
|---|---|----|------|----|
| 起 | 貴 | 明切 | 如人之有 | 眉目 |
| 承 | | 疏通 | | 咽喉 |
| 鋪 | | 詳悉 | | 心胸 |
| 叙 | | 重實 | | 腹臍 |
| 過 | | 轉折 | | 腰膂 |
| 結 | | 緊切 | | 足 |

この図式、内容とも元刊本に同じため、「文章一貫」の用いた「文筌」の底本は、元刊本の系統のものと推定される。

(12)：「神宮文庫增加目録四」には、「文林良材 伊藤東涯 元祿十四年 四冊（所蔵番号：3・4862番）」と記される一本が見えるが、これは「元（巻一）、亨（巻二、三）、利（巻四、五）、貞（巻六）」の四巻本である。内容は架蔵本に異ならず、しかも明らかに後刷本である。よって、「文林良材」の原書の体裁は四巻本ではなく、筑波大学図書館蔵本「文林良材」のように、八巻本（首巻、巻一、巻二、巻三、巻四、巻五本（三十四丁）、巻五末（二十四丁）、巻六）であったと推測される。なお、架蔵本は二巻本であるが、明らかに後で合本したものである。「乾」（後筆）、「坤」（後筆）の表紙に残る目次も首巻と巻四の旧を残しており、巻五三十四丁目の版心下に「終」とあり、三十五丁目の版心下に「初」とある。巻六と七の境目であることを示す。因みに「文林良材」は伊藤東涯撰ではなく、林義端編とすべきである。

(13)：「作文真訣」では、文體の別を説き、真西山（徳秀）の「辭命」、「議論」、「叙事」、「詩賦」を引く。そして、「體格之別 見文章歐治 ○叙事之文貴簡實記、序、傳、紀、錄、志、碑、表 ○議論之文貴精到 議、論、辨、說、解、難、戒、箴、評、贊、題、跋、喻、原、策、奏 ○辭令之文貴婉切 詔、誥、

- 表，状，檄，彈，書，簡，啓 ○辭賦之文貴婉麗
辭，賦，頌，雅，風」（「文章歐治」古文矜式②入境
○識体）と「文章歐治」の説を挙げる。
- 一方、「操觚字訣」に至って、「文章四軸ノ辨」として「散文，四六，韻語，時文」を挙げ，次いで「文章四法ノ辨」として「叙事，議論，辭命，詩賦」，更に種々の文の類別を挙げる。ここでは，形式的な分類を文の「軸」としたこと，従来「文体」としていた「叙事，議論，辭命，詩賦」を「文ノ用」とし，その下位分類として内容的な分類を配したことは，文章様式の分類としてもっとも整然たる体系として注目される。これに先行する説は浅学にして知らない。
- (14)：「學範」六篇，明・趙撝謙撰，「學範蕪雜，殊無可取」と評される（「四庫全書」經部・小學類・字書之屬・六書本義提要）。「古文矜式」は「吳興備志」卷二十二には「陳繹曾古文矜式二卷」とあり，「千頃堂書目」卷三十一にも，「陳繹曾古文矜式二卷字伯敬處州人國子助教」とある。更に明・楊士奇（「欽定四庫全書」集部六別集類五明『東里集』解題によれば，「建文初以薦入翰林充編纂官」とある。建文は，元1399年～1402年までなので，朱權改題本「文章歐治」の前である）には，「古文矜式，余年十六七館淘金袁氏塾中，時借錄於鄉城張子震。子震酷嗜積書，語余云，初未有此書，以其家古錦琴囊易得之。蓋世以為秘傳希有之書也。然士奇既得之，往往用示人。有欲借錄者，輒界之，未嘗秘也。其後所錄本失之，而嘗從余借錄者又錄此見遺。是亦不闕之效也。蓋書籍惟非其人則不可以借，如其遇端人確士，概闕之而不借，豈非過乎？」の一文がある。「古文矜式」が何時「文筌」に増入されたのかは知らないが，当初は「文筌」とは別の書であったと思われる。元刊本「文筌」に「古文矜式」が含まれていないのもそのためであろう。
- (15)：「文林良材」凡例によれば，「一，此ノ編ハ本ト是レ名儒某シ公ノ草藁ナリ。イマダ再訂ニ及ズシテスデニ官途ニツク。故ニ其姓名ヲアラハスコトヲ欲セス。予是レヨリ先キニ懇ニ請フテ筈ニ藏サム。今マ梓ニ鍋ルニノゾンテ，竊カニ諸公ニ就イテコレヲ正シ，其切要ナラザルモノハコレヲ刪リ，又文ニ便リナルモノハ新タニコレヲ増シテ以テ全璧トナセリ。」といふ。ここにいふところの名儒某公のことは残念ながら知らないが，同じ凡例に「一，本朝叢林毎ニ用來ル，四六啓札疏語等ノ格式ハ，モトヨリ舊稿ニ載ザルトコロ。今マヒロク他ノ書ニ考索シ要ヲ摘ミ粹ヲ擇ヒ，三ノ巻ノ末ニツラネテ，縦流文ヲ嗜ム人ノ採り用ルニ備フ。」とあるように，「叢林四六文式」と，伊藤東涯の「作文真訣」を首巻に増入するなど，林義端編としてもたいして事実の誤認にはならない。因みに「増補版国書総目録」（岩波書店，1992年版）は「文林良材」を林義端編としている。
- (16)：中国の伝統的な文章論における両者の系譜について
は，別稿に譲る。
- (17)：「文林良材」は架蔵本を用いた。
- (18)：原文の付訓を適宜送りがなにして表記したほか，訓
がなくても，適宜判断して送りがなを付した。それ
以外の訓はすべて省略に従った。なお，原文にな
い濁点を適宜付したほか，句読点を付けた。
- (19)：例えば，「用事」を引く際，「文章一貫」では，「用
事十四」と引くが，「文林良材」では，実数のまま
十三とする。

参考文献：

- 五十嵐力 1909 「新文章講話」早稲田大学出版部
(1910年再版本を参照)
- 市川 孝 1953 「江戸時代の文章論」「國語學」第15輯，
32-40頁
- 杉山正明 1990 「元代蒙漢合璧命令文の研究（二）」「内
陸アジア言語の研究」VI，神戸市外国语
大学外国语研究所，35-55頁
- 吉川幸次郎 1975 「徂徠学案」「仁齋・徂徠・宣長」
岩波書店，77-200頁
- 李 長波 2001 「陳繹曾の「文筌」とその周辺—著者，
書誌，その他」
Dynamis, Vol.5, 113-141頁
- 荻生徂徠 1973 「荻生徂徠全集」第一巻，河出書房，
1973年
- 荻生徂徠 1977 「荻生徂徠全集」第五巻，河出書房，
1977年